

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項)

2025 年 12 月 8 日

こころネット株式会社

2025 年 12 月 8 日

福島県福島市鎌田字舟戸前 15 番地 1 号
こころネット株式会社
代表取締役社長 菅野 孝太郎

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく開示事項)

株式会社燦ホールディングス（以下「燦ホールディングス」といいます。）とこころネット株式会社（以下「当社」といい、燦ホールディングスと当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、それぞれ、2025 年 10 月 23 日付の取締役会決議により、燦ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社は燦ホールディングスと株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 燦ホールディングスの定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

別紙 3 をご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

燦ホールディングスの普通株式（以下「燦ホールディングス株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引

されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

燦ホールディングス株式は、全国の各金融商品取扱業者（各証券会社）において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2025 年 10 月 23 日）の前営業日を基準として、1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の東京証券取引所プライム市場における燦ホールディングス株式の終値の平均は、それぞれ 1,463 円、1,513 円及び 1,489 円となります。

燦ホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 燦ホールディングスの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

燦ホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 燦ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則 184 条第 6 項第 1 号イ）

別紙 4 をご参照ください。

(2) 燦ホールディングスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 燦ホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則 184 条第 6 項第 1 号ハ）

別紙 5 をご参照ください。

- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 2 号イ）

別紙 6 をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における燦ホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

燦ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びこころネット株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：燦ホールディングス株式会社

住所：大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：こころネット株式会社

住所：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.90を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の株式0.90株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が別途定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2026年2月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会における承認）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
- 2 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自己の業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約に別途定める行為を除き、甲及び乙それぞれの連結の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙の間で協議し、書面による合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当）

- 1 甲は、2025年12月31日を基準日として、1株当たり28.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、2025年9月30日を基準日として、1株当たり15円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日までの間、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（無償取得及び適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時におい

て乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第 10 条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙の間で協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第 6 条第 1 項但書の規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第 12 条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈される。
- 2 本契約に起因又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、相互に誠実に協議の上、解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約の正本 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 23 日

甲： 大阪府大阪市中央区北浜二丁目 6 番 11 号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 播島 聡



本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約の正本 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 23 日

乙： 福島県福島市鎌田字舟戸前 15 番地 1

こころネット株式会社

代表取締役社長 菅野 孝太郎



1. 交換対価の総数の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	燦ホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.90
本株式交換により交付する株式数	燦ホールディングスの普通株式：3,136,639 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

当社株式 1 株に対して、燦ホールディングス株式 0.90 株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する燦ホールディングス株式の株式数

上記の燦ホールディングス株式数は、2025 年 6 月 30 日時点における当社株式の発行済株式総数（3,843,100 株）及び自己株式数（357,945 株）に基づいて算出しております。

燦ホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換により燦ホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（但し、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対して、その保有する当社株式の合計数に本株式交換比率を乗じた燦ホールディングス株式を割当交付する予定です。交付する株式については、燦ホールディングスが保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、燦ホールディングスの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、燦ホールディングス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取請求制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、燦ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを燦ホールディングスに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項並びに燦ホールディングスの定款の規定及び株式取扱規程に基づき、燦ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、燦ホール

ディングスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の燦ホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これを燦ホールディングスから買い増すことができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、燦ホールディングス株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する燦ホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、燦ホールディングスは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社は株式会社エスネットワークス（以下「エスネットワークス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

燦ホールディングスにおいては、下記3.(1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、燦ホールディングスの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、燦ホールディングスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、燦ホールディングスの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記3.(1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるエスネットワークスから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社が燦ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について複数回慎重に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

② 算定に関する事項

（ア）算定機関の名称及び両者との関係

燦ホールディングスの第三者算定機関である大和証券及び当社の第三者算定機関であるエスネットワークスはいずれも、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、本株式交換に係る大和証券及びエスネットワークスの報酬には、本株式交換の成否に関わらず支払われる固定報酬の他、本株式交換に関する株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、燦ホールディングスと大和証券、当社とエスネットワークスのそれぞれの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に燦ホールディングス及び当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換に関する株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

(イ)算定の概要

大和証券は、燦ホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年10月22日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。DCF法においては、燦ホールディングスより提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、DCF法的前提となる財務予測は、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年8月期に決算期変更により17ヶ月の変則決算となることで、2026年8月期は大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フロー（以下「FCF」といいます。）に関する大幅な減少を見込んでおり、また、2027年8月期はFCFに関する大幅な増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、反映しておりません。

また、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年10月22日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。DCF法においては、当社より提供された財務予測を基に、燦ホールディングスで妥当と思われる将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、DCF法的前提となる財務予測は、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期は前期比で設備投資額が減少することにより、FCFの大幅な増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジ

一効果については、現時点において見積もることが困難であるため、反映しておりません。

燦ホールディングス株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.68～0.72
D C F 法	0.56～0.95

大和証券は、上記の株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社すべての資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2025年10月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

他方、エスネットワークスは、燦ホールディングス及び当社の両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F 法による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.68～0.72
D C F 法	0.72～1.26

市場株価法においては、両社ともに2025年10月22日を算定基準日として、燦ホールディングスについて、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。当社について、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

D C F 法においては、両社が第三者算定機関に算定目的で使用することを了承した、燦ホールディングス及び当社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公表された情報等の諸要素を前提としております。

なお、エスネットワークスがD C F 法の評価の基礎とした、燦ホールディングスの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、2026年8月期が17か月の変則決算になっていることを要因とするものです。一方、当社の財務予測には、大幅なF C F の増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期は、葬儀会館の新規出店計画

により、設備投資額が増加することで、F C F が大幅に減少することを見込んでおり、2027 年 3 月期は、設備投資が前年度を下回る水準で計画されている一方で、売上・利益水準が増加することから、F C F が大幅に増加することを見込んでおります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

エスネットワークスは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、エスネットワークスが D C F 法による算定の前提とした両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、エスネットワークスにおいて、会社のそれぞれに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

エスネットワークスの算定は 2025 年 10 月 22 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

燦ホールディングス及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である燦ホールディングスの普通株式を選択しました。

当社は、燦ホールディングスの普通株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、売買出来高も多く流動性が認められるため、取引機会が確保されること、また、当社の株主が燦ホールディングスの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は本株式交換による統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、燦ホールディングスの普通株式を交換対価とすることが適切と判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026 年 2 月 1 日を予定）をもって、当社は燦ホールディングスの完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026 年 1 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は 2026 年 1 月 28 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられる燦ホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、本株式交換により 100 株未満の燦ホールディングス株式の割当てを受ける当社の株主の皆様においては、本株式交換により燦ホールディングスの単元未満株主となります。単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 1 月 28 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

3. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

(1) 公平性を担保するための措置

本株式交換による本経営統合により、上場会社である当社が燦ホールディングスの株式交換完全子会社となることから、両社は本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

燦ホールディングスは、両社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2025 年 10 月 22 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 1.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるエスネットワークスを選定し、2025 年 10 月 22 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 1.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社はいずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして燦ホールディングスはシティユーワ法律事務所を、当社は TMI 総合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、シティユーワ法律事務所及び TMI 総合法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(2) 利益相反を回避するための措置

燦ホールディングスと当社は、本株式交換を行うことを決議した 2025 年 10 月 23 日現在において、相互に株式を保有しておらず、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、また、その他に特段の資本関係、人的関係及び取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないと考えられることから、上記(1)「公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

4. 燦ホールディングスの資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項、会社法第 768 条第 1 項第 2 号イ）

本株式交換により燦ホールディングスの増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、燦ホールディングスが別途定める額になります。かかる取り扱いは、燦ホールディングスの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

【燦ホールディングスの定款】

次ページ以降をご参照ください。

令和7年6月25日改正

定 款

燦ホールディングス 株式会社

燦ホールディングス 株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、燦ホールディングス株式会社と称し、英文では、S A N
H O L D I N G S , I N C . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式または出資持分を保有することによる
当該会社の事業活動の支配ならびに管理およびこれに関連する業務

- (1) 葬儀の請負
- (2) 生花の販売
- (3) 一般貨物自動車運送事業
- (4) 一般貨物自動車運送事業（霊柩）
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (6) 特定旅客自動車運送事業
- (7) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (8) 貨物運送取扱事業
- (9) 倉庫業
- (10) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代
理業
- (11) 装飾業
- (12) 物品賃貸業
- (13) 生命保険代理業
- (14) 旅行業法に基づく旅行業
- (15) 一般労働者派遣事業
- (16) 警備業務、保安業務
- (17) 建物内外の保守管理・清掃業

- (18) 印刷業
- (19) 仕出し賄業
- (20) 食堂・レストランの経営
- (21) イベント企画
- (22) 看板製作販売
- (23) 仏壇仏具および葬祭用品の販売
- (24) 自動車の賃貸
- (25) 自動車の修理
- (26) 自動車の保管
- (27) 遺体衛生保全
- (28) 冠婚葬祭用贈答品の販売
- (29) 墓地墓石の販売・斡旋
- (30) 介護保険法による居宅サービスおよび居宅介護支援事業
- (31) 介護保険法による通所介護の居宅サービス事業
- (32) 介護保険法による介護予防通所介護の介護予防サービス事業
- (33) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (34) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (35) 介護保険法に基づく介護予防通所介護または第1号通所事業
- (36) 医療・介護および健康に関する講演会・研究会の開催
- (37) 健康トレーニング施設の経営およびその施設利用に関する研究指導
- (38) 介護予防事業に関する企画、調査、運営、受託ならびにコンサルタント業務
- (39) 各種物品の販売業
- (40) 託児所・幼児教育塾の経営
- (41) 遺言信託と遺産整理の信託代理店業務の媒介
- (42) 納骨堂の販売および運営管理
- (43) インターネットを利用した各種情報提供サービス業務

- (44) 広告業および広告代理業
 - (45) 経営コンサルタント業
 - (46) 葬儀・納骨に関する情報の提供、仲介および斡旋業務
 - (47) ライフエンディング全般に関する業務
 - (48) 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、斡旋および管理
 - (49) 上記(1)から(48)までに附帯または関連する一切の事業
- 2. 不動産管理業
 - 3. 企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報システム管理業務
のアウトソーシングの受託
 - 4. 人材育成のための教育事業ならびに研修、カウンセリング業務
 - 5. 納骨堂の販売および運営管理
 - 6. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,400万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(単元未満株式の買増請求)

- 第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。
- 2 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは当会社はこの請求に応じないことができる。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第12条 当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

- 2 前項のほか、必要あるときは、法令に従いあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。

2 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社に、取締役15名以内を置く。

(選任)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会の招集は、取締役会の定める取締役会規程による。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす（監査役が当該提案について、異議を述べたときを除く。）。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

第25条 会社業務および重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問または相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第26条 当会社に、監査役4名以内を置く。

(選任)

第27条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第32条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の賠償責任の限度額は、いずれも100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)

第1条 第13条（基準日）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2026年8月31日とする。

(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の招集の時期に関する経過措置)

第2条 第14条（招集の時期）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会は、2026年11月にこれを招集する。

(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)

第3条 第21条（任期）の規定にかかわらず、2025年6月25日開催の第96期定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)

第4条 2025年6月25日開催の第96期定時株主総会において別段の決議がないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第5条 第33条（事業年度）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度は、2026年8月31日までの17か月間とする。

(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の配当の基準日に関する経過措置)

第6条 第34条（剰余金の配当）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度の期末配当の基準日は、2026年8月31日とする。

2 第34条（剰余金の配当）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度の中間配当の基準日は、2025年12月31日とする。

第7条 本附則は、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

【燦ホールディングスの最終年度に係る計算書類の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、一部に弱めの動きもみられますが、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等により緩やかに回復しています。一方で、アメリカの政策動向や長期化する不安定な国際情勢など、経済と物価をめぐる不確実性は高い状況が続いております。

当社が事業展開をしている葬儀業界では、65歳以上の高齢者人口の増加を背景に、葬儀に関する潜在ニーズは2040年まで継続的な増加が見込まれております。一方で、故人との大切な最後のお別れの間である葬儀の本質は変わりませんが、家族を中心に近い人だけで行う家族葬のほか一日葬など、葬儀の形態が多様化しており葬儀施行単価の下落に繋がっております。加えて、葬儀事業者による葬祭会館の新規出店やインターネットによる葬儀紹介会社の台頭により、特に小規模葬儀のサービス提供をめぐる競争が激化しております。

当社は2032年に迎える創業100年に向けて当社グループが進むべき方向、ありたい姿を定めた「10年ビジョン（2022年5月公表）」において「葬儀事業の拡大」および「ライフエンディングサポート事業の拡大」の目標を掲げました。当期は、「10年ビジョン」に沿って推進しております「中期経営計画（2022年度～2024年度）」の最終年度となっております。

上記、中期経営計画の重点項目である「葬儀事業の拡大」の中核として、「リーズナブルでありながら高い品質のサービス」を提供する家族葬ブランド「エンディングハウス（ENDING HAUS）」を立ち上げ、当期は、首都圏に7会館、近畿圏に3会館を新規出店し、2023年のブランド立ち上げ以来合計18会館となりました。加えて当社グループは、2024年9月に株式公開買付け(TOB)により㈱さすなホールディングスの連結子会社化を実施いたしました。今回の連結子会社化により当社グループの事業展開エリアは、北海道から九州まで16都道府県に広がり、日本全国で安心と信頼のサービス提供が可能になりました。葬儀取扱い件数はおよそ年間33,000件、自社会館数は267会館（2025年3月末時点）となり、「10年ビジョン」で掲げた2031年度の目標会館数210会館を達成いたしました。今後も、日本最大の上場葬儀事業会社として、さらなる成長を目指してまいります。

もう一つの重点項目である「ライフエンディングサポート事業の拡大」では、単身高齢者向けの新商品「喪主のいないお葬式」の販売を開始しました。これは、葬儀サービスと行政書士・司法書士による法務サービスを組み合わせた新しいサービスです。さらに、葬儀施行件数の増加に伴い、返礼品や仏壇・仏具の販売、不動産仲介など、葬儀後の支援も拡充しています。加えて、地域社会のニーズを踏まえ、リハビリ特化型デイサービス施設を開設し、高品質なケアを通じて、安心な暮らしの実現を目指しています。

当期の連結業績は、燦ホールディングス(株)の2024年4月～2025年3月までの連結業績と、(株)きずなホールディングスの2024年9月～2025年2月を合算したものととなります。当期の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益には、(株)きずなホールディングスの連結子会社化（みなし取得日：2024年8月31日）に伴い発生した、のれん償却額3億57百万円が含まれております。(株)きずなホールディングスを含む、きずなグループセグメントの業績については、セグメント情報等の注記をご覧ください。)

当期の営業収益は319億84百万円となり、前連結会計年度（以下、前期）比42.5%の増収、営業利益は45億21百万円と前期比19.3%の増益となりました。

経常利益については43億63百万円と前期比14.8%の増益となりました。特別利益として、ノンコア事業用資産である「北浜エクセルビル」の土地および建物に関する不動産信託受益権の譲渡による固定資産売却益を34億3百万円計上しました。特別損失として、減損損失3億19百万円を計上しました。税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は47億21百万円と前期比99.8%の増益となりました。

当期のグループ葬祭各社の葬儀施行収入は、前期比49.9%の増収となりました。当期より(株)きずなホールディングスの2024年9月から2025年2月の損益を、連結業績の対象範囲に含めております。グループ全体の葬儀施行件数は、葬祭3社の件数が前期比増加したことに加え、(株)きずなホールディングスの連結子会社化により前期比61.9%増加しました。葬儀施行単価は、家族葬の割合が増えたため、前期比7.4%減少しました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、料理販売と、不動産仲介等の手数料収入を中心に前期比増収となりました。

費用については、(株)きずなホールディングスを連結子会社化した影響により、営業費用は前期比41.6%の増加となりました。(株)きずなホールディングスを含む、きずなグループセグメントの業績については、セグメント情報等の注記をご覧ください。) また、販売費及び一般管理費は、(株)きずなホールディングスの連結子会社化に伴う一過性の諸費用の発生と、将来の事業成長に備えた人員採用に係る採用費の増加、人件費等により増加いたしました。(株)きずなホールディングスの連結子会社化による、のれん償却額（償却期間16年）については、当期は6か月分を計上しております。以上により販売費及び一般管理費は前期比110.3%増加しました。

なお、2022年4月に設立した葬祭会社「(株)グランセレモ東京」(株)広済堂ホールディングス51%、当社49%の出資による合併会社)に係る持分法による投資利益は64百万円となり、好調に推移しております。

従来当社グループでは、葬祭３社および当社を中心とした会社グループ別の４つのセグメント、「公益社グループ」、「葬仙グループ」、「タリイグループ」、「持株会社グループ」を報告セグメントとしておりました。当期に、(株)きずなホールディングスの連結子会社化により、報告セグメント「きずなグループ」を新たに追加しております。

なお、「公益社グループ」には、(株)公益社に加え、(株)公益社の葬儀サービスのサポートのほか、介護サービス事業や高齢者施設での食事の提供等を行うエクセル・サポート・サービス(株)および、終活関連WEBプラットフォーム事業を行うライフフォワード(株)を含んでおります。

当期のセグメント別の経営成績は次のとおりです。

① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社においては、新規出店効果により一般葬儀（金額５百万円以下の葬儀）の葬儀施行件数が増加し、葬儀施行単価が前期並みに推移したことにより、葬儀施行収入は全体で前期比10.7%の増収となりました。また、葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、料理販売と、不動産仲介等の手数料収入を中心に前期比増収となりました。

費用については、将来の事業成長に備えた人員採用に係る採用費の増加、売上拡大に伴う人件費の増加、新規出店に伴う地代家賃等の増加により、前期比増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は204億27百万円（前期比10.4%増）、セグメント利益は30億91百万円（前期比31.6%増）となりました。

② 葬仙グループ

(株)葬仙を中心とする葬仙グループにおいては、直葬（火葬のみ）の割合が増え葬儀施行単価は微減したものの、一般葬儀を中心に葬儀施行件数が増加し、葬儀施行収入は前期比6.1%の増収となりました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入については、後日返礼品販売が低調であったため、前期比減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は16億23百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は2億4百万円（前期比31.1%増）となりました。

③ タリイグループ

タリイグループの(株)タリイにおいては、一般葬の葬儀施行単価が微減したものの、葬儀施行件数が好調に推移したため、葬儀施行収入は前期比6.3%の増収となりました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、法事法要サービスが増加したため、前期比増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は21億13百万円（前期比6.0%増）、セグメント利益は5億12百万円（前期比13.2%増）となりました。

④ きずなグループ

当期から新たな報告セグメントとして追加したきずなグループは、当社子会社の(株)きずなホールディングスおよびその子会社である(株)家族葬のファミリーユ、(株)花駒、(株)備前屋にて構成されております。

当セグメントの売上高は74億59百万円、セグメント利益は、子会社化に伴う一過性の公開買付関連費用約2億26百万円、およびのれん償却額を3億57百万円計上したため、3億66百万円となりました。

⑤ 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス(株)においては、配当金収入が減少したものの、不動産管理収入が増加し、前期比1.5%の増収となりました。

営業費用は、主に新規出店に伴う地代家賃等の固定費が増加しました。

販売費及び一般管理費においても、(株)きずなホールディングスの連結子会社化に伴う一過性の諸費用が発生したほか、人件費や新システムの減価償却費等が増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は67億83百万円（前期比1.5%増）、セグメント利益は23億円（前期比24.0%減）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は24億27百万円であり、以下のとおりであります。

設備投資内容	設備投資額(百万円)
会館新設等	2,201
その他（社内システム等）	226
合 計	2,427

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、2024年8月に株式会社きずなホールディングスの株式の取得（連結子会社化）にあたり、コミット型タームローン契約による100億円の短期借入金を調達いたしました。こちらの短期借入金は、2025年3月にシンジケートローン契約による長期借入金への借換えを実行しております。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は㈱公益社から3億50百万円、㈱タリイから7億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社は、2032年に迎える創業100年に向け、「10年ビジョン」を掲げ、持続的成長と企業価値向上を目指しております。本ビジョンでは、全国規模での出店拡大による事業基盤の強化と、ライフエンディングサポート事業の拡大による新たな価値提供の二つを柱に掲げています。

- ・全国規模での出店エリア拡大を進め、2031年度にグループ全体で葬儀会館210会館体制の構築を目指すこと
- ・ライフエンディングサポート事業を拡大し、シニア世代とご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献するとともに、2031年度には売上100億円規模に成長させること

2025年3月期においては、葬儀会館の自社出店に加え、(株)きずなホールディングスをT O Bにより連結子会社化した結果、グループ全体の葬儀会館数は267会館に達し、葬儀事業の拡大目標については、計画を前倒しで達成しております。引き続き、ライフエンディングサポート事業の更なる成長に向けた取り組みを強化し、「10年ビジョン」の着実な実現を目指してまいります。

この実現にむけ、新たなステップとして、2025年3月期をもって前中期経営計画を完了し、2025年4月より新たに「中期経営計画2025年度-2027年度」を開始いたしました。近年、エンディング業界では同業他社に加え異業種からの新規参入が相次ぎ、競争環境は急速に変化しております。合わせて、人口減少および超高齢社会の進行により、葬儀に対するお客様の価値観も多様化し、ライフエンディング領域におけるシームレスなサービス提供へのニーズが一層高まっています。こうした事業環境の変化を踏まえ、当社は新たな中期経営計画に基づき、社会課題の解決と持続的な事業成長の両立を目指して取り組んでまいります。

本計画では、以下の4つの重点テーマに取り組み、企業価値の一層の向上を図ります。

①Growth（成長）

事業基盤の拡大に向けて、引き続き全国主要都市への出店を積極的に推進してまいります。出店施策においては、家族葬ブランドの「エンディングハウス」および「家族葬のファミリー」を中心とした自社展開を加速するとともに、M&Aや他事業者との提携も活用し、グループ全体の成長を図ってまいります。また、ライフエンディングサポート事業においても、高付加価値サービスの創出・提供、サービスメニューの拡充、グリーフケアサポート活動の拡大を通じ、売上拡大と事業領域の拡張を推進してまいります。

②Quality（品質）

当社の強みであるサービス品質をさらに磨くべく、葬儀施行、関連商品、施設、サポート全般にわたる品質マネジメント体制を強化してまいります。あわせて、顧客満足度向上に向けた従業員教育・育成施策を充実させ、サービス提供力の向上を図ってまいります。質の高いサービスの提供を継続することで、他社との差別化を図り、持続的な競争優位性の確立を目指してまいります。

③Change（変革）

変革の取り組みとして、株きずなホールディングスとの経営統合（PMI）を推進し、機能・ノウハウの共有および重複機能の統合・最適化を進めてまいります。これにより経営効率を向上させるとともに、グループ全体の生産性と品質の一層の向上を目指します。さらに、グループ機能（事務、コールセンター、マーケティング等）についてもグループで集約、最適化を推進し組織全体の運営効率と対応力を強化してまいります。

④Sustainability（持続可能性）

持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、人的資本経営に注力し、ビジョン達成に必要なスキル・専門性を備える人材の採用・育成を進めてまいります。グループ内外を対象とした教育機関「燦ビジネス・アカデミア」を設立し、人材育成基盤の強化を図るとともに、エンゲージメント向上施策を継続的に実施し、組織力の強化を図ってまいります。また、資本コストや資本収益性を意識した経営の実践を通じて、PBR1倍超の実現を目指してまいります。資本収益性指標としてROEを採用し、効率改善を図るとともに、キャピタルアロケーション方針の開示や、IR機能の強化、配当については累進配当方針に基づく株主還元強化を推進してまいります。さらに、ESG・SDGsへの積極的な取り組みを通じて、社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指してまいります。

これらの取り組みを通じて、当社は変化する社会ニーズに応えながら、ライフエンディング領域におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立し、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期	2025年3月期 第96期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	20,001	21,663	22,437	31,984
経 常 利 益 (百万円)	3,386	3,843	3,800	4,363
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,040	2,783	2,363	4,721
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	93円80銭	131円92銭	114円38銭	230円96銭
総 資 産 (百万円)	33,847	36,229	37,585	63,053
純 資 産 (百万円)	29,629	31,615	32,877	37,172
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,388円58銭	1,508円46銭	1,610円89銭	1,816円41銭

(2) 当社の財産および損益の状況

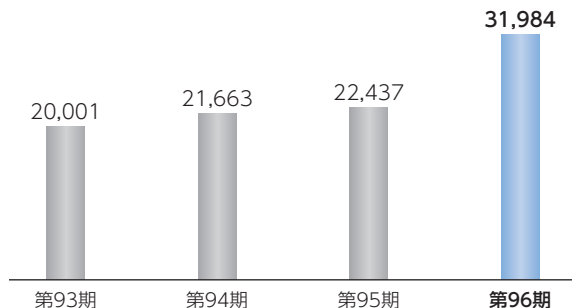
	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期	2025年3月期 第96期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	5,966	6,147	6,683	6,783
経 常 利 益 (百万円)	2,706	2,668	2,996	2,450
当 期 純 利 益 (百万円)	1,924	2,375	2,398	4,535
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	88円48銭	112円59銭	116円08銭	221円89銭
総 資 産 (百万円)	30,992	32,766	33,992	48,959
純 資 産 (百万円)	28,387	29,964	31,262	35,371
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,330円35銭	1,429円71銭	1,531円76銭	1,728円43銭

(注) 1. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第93期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

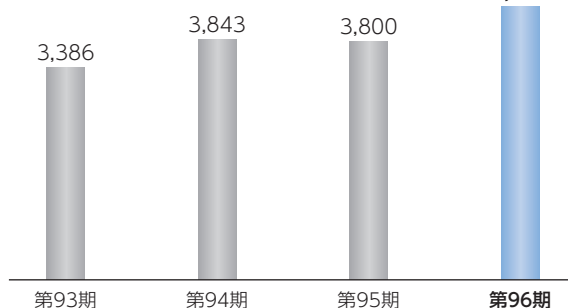
2. 当社は、2024年8月31日付（みなし取得日）にて株式会社さずなホールディングス、株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒、株式会社備前屋を連結子会社といたしました。

企業集団の財産および損益の状況

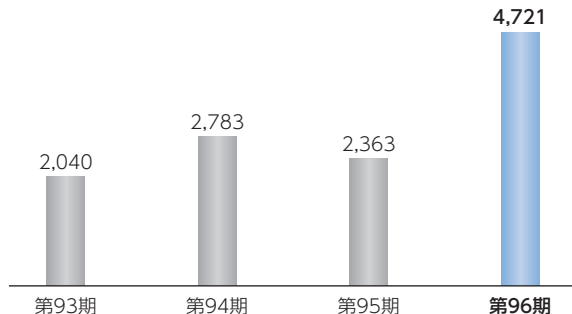
■ 営業収益 (百万円)



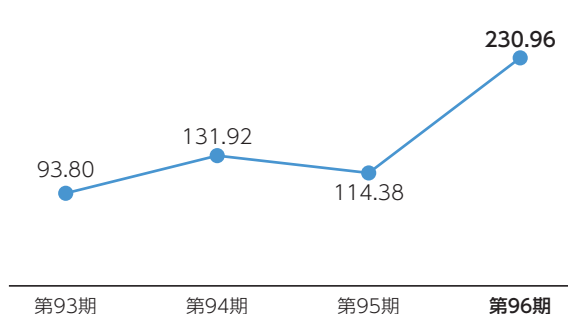
■ 経常利益 (百万円)



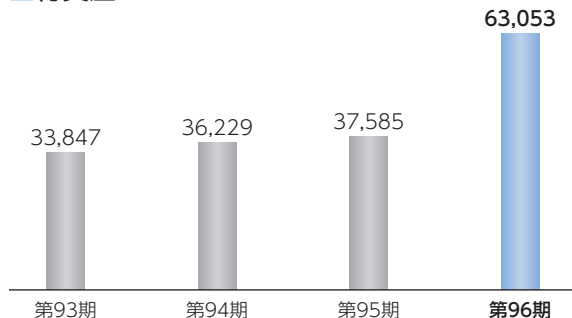
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



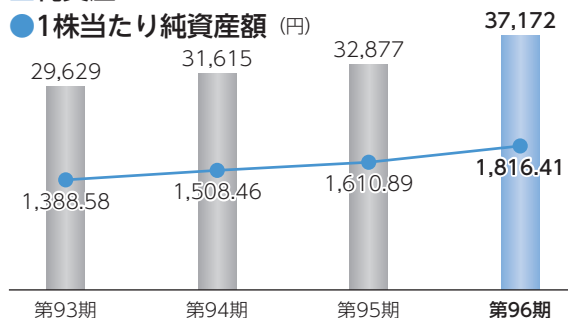
● 1株当たり当期純利益 (円)



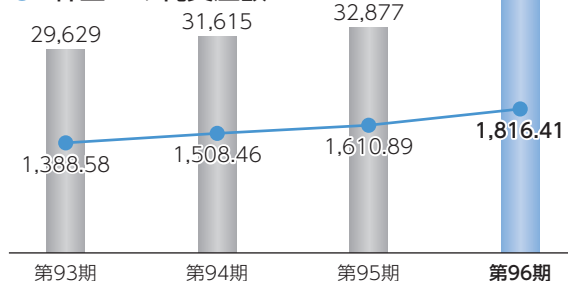
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)

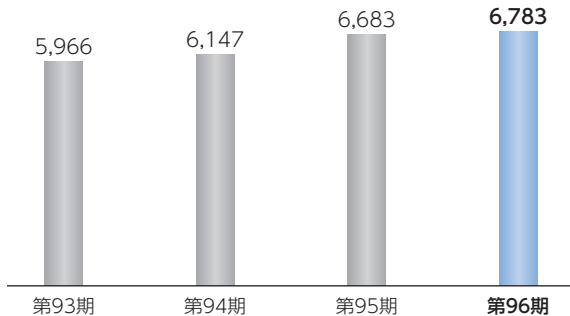


● 1株当たり純資産額 (円)

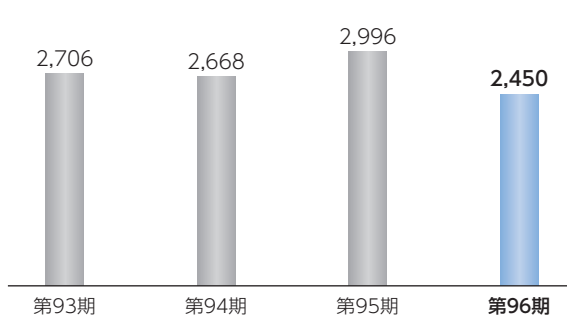


当社の財産および損益の状況

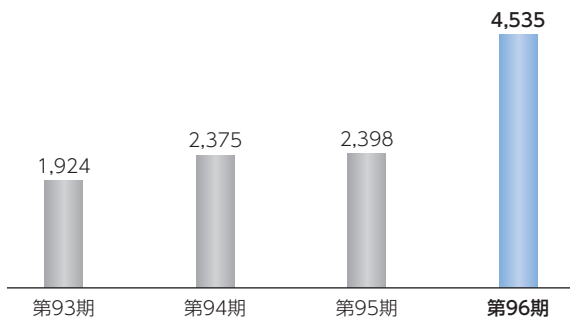
■ 営業収益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



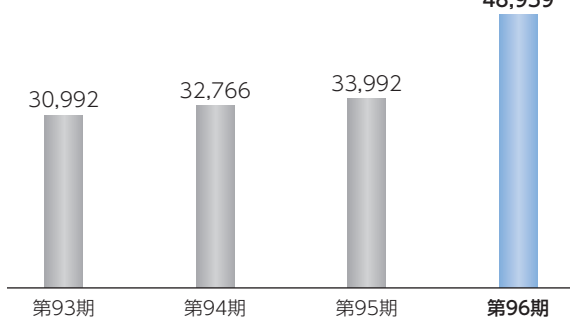
■ 当期純利益 (百万円)



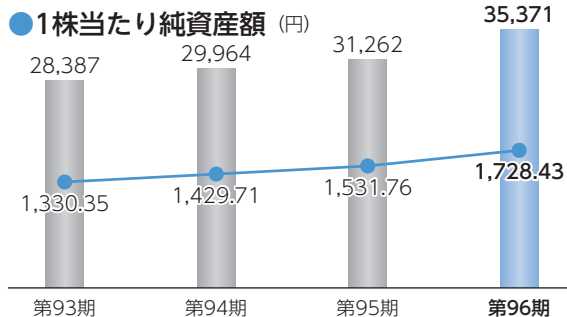
● 1株当たり当期純利益 (円)



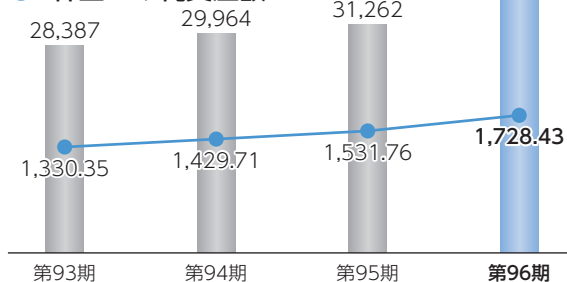
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産額 (円)



6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株 式 会 社 公 益 社	100	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業、寝台自動車運送事業、生花事業
エクセル・サポート・サービス 株 式 会 社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業、介護事業
株 式 会 社 葬 仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株 式 会 社 タ ル イ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
ラ イ フ フ ォ ワ ー ド 株 式 会 社	10	100	終活関連WEBプラットフォーム事業、返礼品および仏壇等の販売事業
株 式 会 社 きずなホールディングス	172	100	きずなグループ（株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋）全体の経営戦略に関する立案、推進ならびに管理
株 式 会 社 家族葬のファミリー	10	100 (100)	葬儀葬祭に関する一切の業務 フランチャイズシステムによる葬儀葬祭事業の展開
株 式 会 社 花 駒	10	100 (100)	葬祭施行、法事・法要、生花販売、仏壇・仏具販売、運送業（霊柩）
株 式 会 社 備 前 屋	4	100 (100)	葬儀全般、法要・アフターサポート、仏壇・仏具・墓石・墓地販売

1. 株式会社東京セレモニーにつきましては、株式会社公益社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
2. 株式公開買付け（TOB）により、株式会社きずなホールディングス、株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋を連結子会社といたしました。
3. 当社の出資比率欄の（ ）内は間接所有割合で、内数で記載しております。

7. 企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 儀 事 業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売、 終活関連WE Bプラットフォーム
運 送 事 業	霊柩自動車運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ の 他 の 事 業	不動産事業、介護事業

8. 企業集団の主要な拠点等

2025年3月31日現在

会 社	名 称	所 在 地
燦ホールディングス株式会社	本社	大阪市北区 東京都港区
株式会社公益社	本社	大阪市北区 東京都港区
	会館	(公益社) 東 京 都 14会館 神奈川県 3会館 大 阪 府 27会館 兵 庫 県 8会館 奈 良 県 4会館 (エンディングハウス) 千 葉 県 3会館 東 京 都 3会館 神奈川県 4会館 大 阪 府 8会館
株式会社葬仙	本社	鳥取県米子市
	会館	(葬仙) 鳥 取 県 10会館 島 根 県 4会館
株式会社タルイ	本社	兵庫県明石市
	会館	(タルイ) 兵 庫 県 13会館
エクセル・サポート・サービス株式会社	本社	大阪市北区
	店舗	(なごみ庵きたはま) 大 阪 府 2店舗 (ポシブル) 大 阪 府 2店舗 兵 庫 県 3店舗
ライフフォワード株式会社	本社	東京都港区
	店舗	(仏壇ギャラリーユアアイ) 大 阪 府 2店舗

会 社	名 称	所 在 地
株式会社きずなホールディングス	本社	東京都港区
株式会社家族葬のファミュー	本社	東京都港区
	会館	(家族葬のファミュー) 北海道 26会館 千葉県 28会館 神奈川県 2会館 埼玉県 2会館 群馬県 1会館 愛知県 25会館 熊本県 26会館 宮崎県 34会館
株式会社花駒	本社	京都府相楽郡
	会館	(イマージュ) 京都府 3会館 (家族葬のファミュー) 大阪府 1会館 京都府 4会館 奈良県 4会館
株式会社備前屋	本社	岡山県瀬戸内市
	会館	(オブジェ) 岡山県 3会館 (家族葬のファミュー) 岡山県 7会館

9. 企業集団および当社の使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
公益社グループ	618名 (590名)	46名増
葬仙グループ	56名 (30名)	5名増
タイルイグループ	45名 (47名)	6名増
きずなグループ	380名 (515名)	380名増
持株会社グループ	54名 (0名)	7名増
合計	1,153名 (1,182名)	91名増

- (注) 1 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。
- 2 株式会社きずなホールディングスの株式を取得（みなし取得日2024年8月31日）したため同社およびその子会社を連結の範囲に含めたことにより、きずなグループにおいて前期末比380名の増となっております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名	7名増	49.7歳	10年1ヶ月

- (注) 使用人数は就業人員であります。

10. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,497百万円
株式会社みずほ銀行	5,511百万円
株式会社りそな銀行	892百万円

- (注) 株式会社三井住友銀行の借入先残高には、株式会社三井住友銀行を主幹とするシンジケートローン10,000百万円、および株式会社みずほ銀行を主幹とするシンジケートローン2,000百万円が含まれております。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,723,780株（自己株式2,276,220株を除く）
- (3) 株主数 3,949名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,205,100	10.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,272,100	6.14
銀 泉 株 式 会 社	1,118,800	5.40
株 式 会 社 公 益 社 （ 京 都 ）	912,800	4.40
久 後 陽 子	793,612	3.83
久 後 吉 孝	639,200	3.08
久 後 隆 司	609,188	2.94
小 西 光 治	471,204	2.27
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	465,500	2.25
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	404,000	1.95

(注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,205千株
株式会社日本カストディ銀行 1,272千株

2. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
3. 当社は、自己株式2,276,220株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 自己株式の総数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式259,200株が含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年7月18日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月9日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対して自己株式25,600株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

2025年3月31日現在

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	野呂裕一	(株)公益社 代表取締役会長、ライフフォワード(株) 代表取締役会長、(株)きずなホールディングス 取締役
代表取締役社長	播島聡	(株)公益社 代表取締役社長、(株)葬仙 取締役、(株)タルイ 取締役
取締役専務執行役員	宮島康子	マーケティング企画部・システム＆オペレーション部・情報システム部管掌兼担当、マーケティング企画部長、ライフフォワード(株) 代表取締役社長、(株)きずなホールディングス 取締役
取締役執行役員	横田善行	総務部・人事部管掌、経理部管掌兼担当、経営企画部担当、経営企画部長、ライフフォワード(株) 取締役、(株)グランセlemo東京 取締役、(株)きずなホールディングス 取締役
※1 取締役	横見瀬 薫	
※1 取締役	友野紀夫	
常勤監査役	秦 一二三	(株)公益社 監査役、エクセル・サポート・サービス(株) 監査役、(株)葬仙 監査役、(株)タルイ 監査役、ライフフォワード(株) 監査役、(株)きずなホールディングス 監査役
※2 監査役	本間千雅	弁護士 本間法律事務所 代表 (株)新潟公益社 取締役
※2 監査役	三上祐人	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長

- (注) 1. ※1は社外取締役であります。
2. ※2は社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦 一二三氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役横見瀬 薫、友野紀夫および監査役本間千雅、三上祐人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）2名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、基本方針として以下のとおりの報酬ポリシーを定めております。

- (ア) 燦ホールディングスグループのミッションの実現を促す報酬制度とします。
- (イ) 中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な安定成長の実現を後押しする報酬制度とします。
- (ウ) 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。
- (エ) 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

イ. 報酬決定の手続き

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬委員会での審議を経て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当社における報酬委員会の設置目的、委員の構成、運用方針は以下の通りです。

(ア) 設置目的

取締役および執行役員の報酬方針、報酬制度、個別報酬の妥当性および方向性等について審議し、その結果を取締役会へ答申することを設置目的としています。

(イ) 委員の構成

代表取締役（２名）、社外取締役（２名）にて構成し、委員長は代表取締役会長としています。

(ウ) 運用方針

予め計画されたスケジュールに従って開催し、その内容について適時適切に取締役会に答申することとしています。

ウ. 役員報酬体系

当社の役員報酬制度は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与および株式報酬にて構成します。報酬間構成比率はインセンティブが適切に機能する水準に設定しております。

各報酬項目の概要は以下の通りです。

(ア) 基本報酬

取締役の基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役：年額３億５０百万円以内、監査役：年額５０百万円以内）の範囲内において決定し、役位に応じて設定しています。報酬委員会にて各役員の管掌範囲や年度計画における役割に加えて、他社事例も踏まえての比較・検討を行ったうえで、当社の財務状況を踏まえて審議し、取締役会にて決定することとしています。

取締役の基本報酬は定額月額報酬とし、原則として毎月従業員給与の支給日に支給することとしています。

(イ) 賞与（業績連動報酬等）

取締役の賞与については、支払総額を支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（但し、1億円を上限とする）とし、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌したうえで、報酬委員会で審議し取締役会にて決定することとしています。

また、賞与は会社業績および役員個人業績の達成率により0%～200%の間で変動します。

(4)取締役および監査役の報酬等のア.基本方針に掲げる事項を実現するため、代表取締役の賞与は会社業績、その他の取締役の賞与は会社業績と役員個人業績を適切な比率でウェイト付けをして、達成率を確定しています。会社業績は①連結営業収益（20%）、②連結営業利益（40%）、③ROA（20%）、④EVAスプレッド（20%）の4つのKPIそれぞれにハードルレート表を設定し、その達成率により求めることとし、達成率スパンは①対前年度実績比、②対単年度予算比、③対中期経営計画比、④中期成長率（3年間）としています。但し、EVAスプレッドについては、その指標の性格を勘案して達成率スパンではなく、実績値そのものの水準を評価することとしています。また、個人業績（代表取締役は対象外）の評価はMBO（目標管理制度）の達成率としています。取締役賞与の支給日は定時株主総会開催日としています。なお、社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、賞与の支給対象外としています。また、第96期の業績連動報酬に係る主な連動指標の実績は連結営業収益319億84百万円および連結営業利益45億21百万円であります。

(ウ) 株式報酬（非金銭報酬等）

取締役の株式報酬については、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、割り当てる譲渡制限付株式の株式数の上限を320,000株（2023年10月1日の株式分割後）としており、株式報酬は役位に応じて譲渡制限付株式の割当株数（基本報酬+賞与の10%）を設定し、譲渡制限付株式を年1回付与することとしています。また、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス（譲渡制限期間中の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）を可能とする仕組みを導入しています。なお、役位毎の付与株式数は中期経営計画の期間を通じて一定とし（2022年6月～2025年6月末までを適用期間とする）、中期経営計画毎に世間情勢や経営戦略また報酬方針等を勘案して見直し、報酬委員会において審議のうえ、取締役会が決定することとしています。社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、株式報酬の割当対象外としています。

(工) 報酬間構成比率

上記の基本報酬、賞与、株式報酬の報酬間構成比率の基準値は以下のとおりとしています。但し、業績連動報酬の変動により報酬間比率は一定ではありません。

取締役

- ①基本報酬 (68%)
- ②賞 与 (17%)
- ③株式報酬 (15%)

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、基本報酬100%としています。

② 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	211	125	52	33	6
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(一)	(一)	(2)
監査役	22	22	—	—	3
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(一)	(一)	(2)
合計	233	147	52	33	9
(うち社外役員)	(22)	(22)	(一)	(一)	(4)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 取締役の報酬等の額は、年額3億5千万円以内の基本報酬と支給日の前事業年度連結経常利益の3%以内（ただし、1億円を上限とする）とする業績連動報酬の合計額以内とし、2009年6月26日開催の第80期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬を年額1億円以内とし、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会において決議されました（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 監査役の基本報酬の限度額は、5千万円以内とし、1997年6月27日開催の第68期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 業績連動報酬等については「(4)取締役および監査役の報酬等」「ウ. 役員報酬体系」「(イ) 賞与（業績連動報酬等）」のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	本 間 千 雅	弁護士 本間法律事務所 代表 (株)新潟公益社 取締役 (注)	特別の関係はありません。
監査役	三 上 祐 人	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長	特別の関係はありません。

(注) (株)新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 横見瀬 薫	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主にE S G経営の推進、消費者行政分野における深い知見や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
取 締 役 友 野 紀 夫	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主に生命保険会社の代表取締役社長を歴任された経営者としての高い見識や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
監 査 役 本 間 千 雅	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に会社経営者・弁護士としての見地からの発言を行っております。
監 査 役 三 上 祐 人	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に会社経営者・行政書士としての見地からの発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務
(監査証明業務) についての報酬等の額 | 73百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 75百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である気候関連開示の高度化に関する助言指導業務を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

4. 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人と組織をその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1932年の創業以来、「まごころ葬儀の創造」を理念として掲げ、人々のところに寄り添う葬儀サービスを提供してまいりました。時代の変化、お客様のニーズの変化とともに、人の最後のお別れのかたちも大きく変化してきましたが、当社は守るべきものを守り、変えるべきものを変え、常に挑戦し続けることで新しい価値を創り出し、葬儀サービスだけにとどまらない「ライフエンディングサポート」企業グループへと進化してきました。

当社の経営理念は「人生に潤いと豊かさを。よりよく生きる喜びを。」です。この経営理念である人生の豊かさや喜びをお客様に提供するために当社は社会でどのような存在であるのかという当社グループの存在価値、存在意義を「シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえるライフエンディングパートナー」というパーパスとして2022年4月に制定いたしました。当社はこのパーパスのもと事業活動を通じ、人生100年時代の社会にお客様のよりよいライフエンディング・ステージに貢献する取組みを進めてまいります。

当社グループの企業価値の源泉は、創業の精神を連綿と受け継ぎ、時代の変化に合わせて進化させてきた人と組織にあります。その背景には、人のところに寄り添うことを基軸として守りながら、時代を先取りする新たな取り組みによって、社会に対する使命を果たしてきた歴史があります。戦前に株式会社組織として発足したこと、戦後は、近代的葬儀会館の先駆をなす千里会館の開設、業界初の株式上場、首都圏への進出、そして持株会社制への移行などが、そうした新機軸に当たります。

こうした企業価値の源泉をふまえた上で、このたび2032年にむかえる創業100年に向けて、当社の将来のありたい姿として「10年ビジョン」を定めました。環境変化が激しい時代の中でこれまで築き上げてきた「信頼」とそのベースとなる「サービス品質」という強みをより一層磨き続けながらも、以下の2つに挑戦することで、『葬儀事業者』から『シニア世代とそのご家族に寄り添うライフエンディングパートナー』への進化を実現させていきます。

- ・当社は葬祭業界のリーディングカンパニーとして、現状より幅広い層のお客様にご満足いただけるサービスを提供するために、出店エリアを全国規模に広げ、葬儀会館数は2031年度にはグループ全体で210会館を目指します（2024年9月の（株）きずなホールディングスの連結子会社化により前倒しで達成しました）。
- ・ライフエンディングサポート事業をさらに拡大させ、シニア世代のライフエンディング・ステージを通じて様々な価値を提供することで、多くのシニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献します。2031年度には売上100億円を目指し（2024年度25億円）、当社グループの事業の柱へと育てます。

そしてこの「10年ビジョン」を着実に実現するために、最初の3年間となる2022年度から2024年度までの中期経営計画を策定しました。この中期経営計画では「葬儀事業の拡大」、「ライフエンディングサポート事業の拡大」、「既存葬儀事業の競争力強化」、「日本一満足・感動いただけるサービスを目指した仕組み強化」、および「経営基盤の強化」の5つの重点項目をかけ、実行していくことで企業価値向上に取り組んでいきます。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、2016年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲ならびにその監督体制を明確に定めております。また、当社の社外取締役を除く取締役に対しては、その報酬の一部について譲渡制限付の当社普通株式を割り当てる方法によることとし、年1回付与しておりますが、当該譲渡制限付当社普通株式については、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、マルス（譲渡制限期間中の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）を可能とする仕組みを導入するなど、企業価値向上に資するインセンティブを付与しつつ透明性・公正性にも配慮した仕組みとしています。

2016年には報酬委員会に社外取締役を委員に加え、2017年には指名委員会を設置し、役員等の指名・報酬に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。

当社は、これらの取り組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定した上で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第93期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます（適宜回答期限を設けます）。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第93期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに基づく新株予約権の無償割当て等が実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.san-hd.co.jp/files/news/management/20220512_5.pdf）に掲載する2022年5月12日付プレスリリースにおいて開示されております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「(2)①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであります。

また、「(2)②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第93期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第93期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の最重要課題の一つと考えております。剰余金の配当につきましては、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、ならびに財務の健全性等を総合的に勘案しながら、累進配当政策を採用し、原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を継続的に実施する方針であります。また、自己株式の取得につきましては、今後も株価やその他諸条件を考慮のうえ機動的に実施を検討してまいります。内部留保につきましては、積極的な新規会館開設を中心に、ITや、M&A等の戦略的投資の原資に充て、経営基盤の強化と企業価値向上をはかってまいります。

当期の配当につきましては、中間配当金を1株当たり12円としたほか、期末配当金につきましては1株当たり25円とさせていただきます。

(2) 重要な企業再編等の状況

当社は、株式会社きずなホールディングスの発行済株式数の100%を公開買付により取得（みなし取得日2024年8月31日）したため、同社およびその子会社を連結子会社といたしました。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,267	流 動 負 債	9,664
現 金 及 び 預 金	12,663	営 業 未 払 金	1,482
営業未収入金及び契約資産	1,708	短 期 借 入 金	500
商 品 及 び 製 品	176	1年内返済予定の長期借入金	2,531
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	56	リ ー ス 債 務	176
そ の 他	675	未 払 金	1,054
貸 倒 引 当 金	△13	未 払 法 人 税 等	2,268
固 定 資 産	47,786	賞 与 引 当 金	681
有 形 固 定 資 産	31,615	役 員 賞 与 引 当 金	59
建 物 及 び 構 築 物	15,988	そ の 他	910
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	20	固 定 負 債	16,217
工 具 、 器 具 及 び 備 品	443	長 期 借 入 金	13,588
土 地	13,107	リ ー ス 債 務	998
リ ー ス 資 産	1,367	資 産 除 去 債 務	1,270
建 設 仮 勘 定	688	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	69
無 形 固 定 資 産	12,924	長 期 預 り 金	290
の れ ん	11,278	長 期 未 払 金	1
商 標 権	836	負 債 合 計	25,881
そ の 他	809	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,245	科 目	金 額
長 期 貸 付 金	216	株 主 資 本	37,172
繰 延 税 金 資 産	751	資 本 金	2,568
投 資 有 価 証 券	162	資 本 剰 余 金	5,488
差 入 保 証 金	1,767	利 益 剰 余 金	31,003
そ の 他	364	自 己 株 式	△1,888
貸 倒 引 当 金	△17	純 資 産 合 計	37,172
資 産 合 計	63,053	負 債 及 び 純 資 産 合 計	63,053

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金	額
営 業 収 益					31,984
営 業 費 用					24,216
営 業 総 利 益					7,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					3,246
営 業 利 益					4,521
営 業 外 収 益					95
受 取 利 息			4		
受 取 配 当 金			0		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益			64		
雑 収 入			27		
営 業 外 費 用					254
支 払 利 息			79		
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料			131		
雑 損 失			43		254
経 常 利 益					4,363
特 別 利 益					3,404
固 定 資 産 売 却 益			3,404		
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損			12		331
減 損 損 失			319		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					7,435
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			2,933		2,714
法 人 税 等 調 整 額			△218		
当 期 純 利 益					4,721
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					4,721

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,419	流 動 負 債	3,875
現 金 及 び 預 金	5,995	営 業 未 払 金	3
前 払 費 用	173	短 期 借 入 金	1,100
未 収 入 金	207	1年内返済予定の長期借入金	996
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	0	リ ー ス 債 務	1
そ の 他	42	未 払 金	359
固 定 資 産	42,540	未 払 費 用	12
有 形 固 定 資 産	21,863	未 払 法 人 税 等	1,207
建 築 物	9,009	未 払 消 費 税 等	60
機 械 及 び 装 置	517	賞 与 引 当 金	53
工 具 、 器 具 及 び 備 品	47	役 員 賞 与 引 当 金	52
土 地	12,214	そ の 他	29
リ ー ス 資 産	1	固 定 負 債	9,711
建 設 仮 勘 定	73	長 期 借 入 金	9,004
無 形 固 定 資 産	597	リ ー ス 債 務	0
ソ フ ト ウ エ ア	503	資 産 除 去 債 務	584
電 話 加 入 権	28	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	3
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	62	そ の 他	119
そ の 他	2	負 債 合 計	13,587
投 資 そ の 他 の 資 産	20,078	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	17,891	科 目	金 額
出 資 金	0	株 主 資 本	35,371
長 期 貸 付 金	1,212	資 本 剰 余 金	2,568
長 期 前 払 費 用	219	資 本 剰 余 金	5,488
繰 延 税 金 資 産	300	資 本 準 備 金	5,488
差 入 保 証 金	882	利 益 剰 余 金	29,203
そ の 他	12	利 益 準 備 金	225
貸 倒 引 当 金	△442	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,977
資 産 合 計	48,959	配 当 平 均 積 立 金	230
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	208
		別 途 積 立 金	8,433
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,105
		自 己 株 式	△1,888
		純 資 産 合 計	35,371
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	48,959

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

損益計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額
営 営	業 業	収 費	益 用	賃 貸 原 価	管 理 費		6,783
営 営	業 業	外 収	益 息	受 取 配 当 金 入	雑 業 外 費 用		2,430
							1,722
営 営	業 業	支 払	利 息	シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	雑 損 失		4,152
特 特	別 別	利 損	益 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		2,631
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		7
							22
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		7
							53
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		131
							33
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		217
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		2,450
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		3,403
							25
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		3,428
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		4
							38
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		228
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		271
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		5,608
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		1,162
							△89
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		1,072
特 特	別 別	損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失	新 株 予 約 権 消 却 損 失		4,535

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

燦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高見勝文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安場達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

燦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高見勝文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安場達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確認するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

燦ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 秦	一 二 三 ㊟
社 外 監 査 役 本 間	千 雅 ㊟
社 外 監 査 役 三 上	祐 人 ㊟

以 上

第96期 定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- 事業報告
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

燦ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制

当社の基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
 - ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。
また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。
 - ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
 - ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
 - ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
 - ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
 - ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施を行う。
- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
 - ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

- (7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。

通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役職員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

(4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,568	5,505	27,030	△2,226	32,877	32,877
当期変動額						
剰余金の配当			△496		△496	△496
親会社株主に帰属する当期純利益			4,721		4,721	4,721
自己株式の取得				△0	△0	△0
自己株式の処分				40	40	40
自己株式処分差益		29			29	29
自己株式の消却		△46	△251	297	—	—
当期変動額合計	—	△16	3,972	338	4,294	4,294
当期末残高	2,568	5,488	31,003	△1,888	37,172	37,172

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結されております。

当該連結子会社は、(株)公益社、エクセル・サポート・サービス(株)、(株)葬仙、(株)タリイ、ライフフォワード(株)、(株)きずなホールディングス、(株)家族葬のファミリーユ、(株)花駒、(株)備前屋の9社であります。

当連結会計年度において株式取得により、(株)きずなホールディングス、(株)家族葬のファミリーユ、(株)花駒、(株)備前屋を連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において連結子会社であった(株)東京セレモニーを(株)公益社が吸収合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

(株)グランセレモ東京

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が5月31日の子会社は次のとおりであります。

(株)きずなホールディングス

(株)家族葬のファミリーユ

(株)花駒

(株)備前屋

連結計算書類作成に当たっては、2025年2月28日に仮決算を行い、その財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、商標権については16年で均等償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ④ 従業員株式給付引当金 | 従業員への当社株式の給付に備えて、当連結会計年度に負担すべき給付見込額を計上しております。 |

(4) 土地信託の会計処理の方法

信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、連結貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、連結損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

- ① 葬儀収入
葬儀収入については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される見積原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、葬儀収入のうち、代理人に該当すると判断したサービスの提供においては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ② 葬儀に付随する商品販売
葬儀に付随する商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
- ③ 会員制度
会員制度による入会金については、財又はサービスが提供された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

(資産グループに係る資産の減損)

(1) 固定資産の減損の認識の要否

①連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	31,615百万円
無形固定資産(のれんを除く)	1,646百万円
減損損失	319百万円

②見積内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、事業を営むために会館や店舗などの資産を保有しております。

当社グループは管理会計上の区分を基準にグルーピングしており、各会館等の営業損益が継続してマイナス、あるいは継続してマイナスとなる見込みの場合、各会館等固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは各会館等の閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各会館等の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該会館等固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」または「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、主要な資産の残存経済的使用年数を見積期間として見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は各会館等の将来の営業収益予測（主に葬儀施行単価および葬儀施行件数）です。

これらの見積りにおいて用いた仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌連結会計年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

(2) のれんの評価

①連結計算書類に計上した金額

のれん	11,278百万円
-----	-----------

②見積内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループののれんは、株式の取得価格と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、定期的に償却しております。株式の取得価格は、取得時における経営環境や事業戦略に基づき策定された事業計画を基礎とし、超過収益力を含めて決定しております。各のれんが帰属する事業・サービスに営業損益が継続してマイナス、あるいは継続してマイナスとなる見込みの場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握されたのれんの事業・サービス等の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該のれんの帳簿価額を下回るものについてその「回収可能価額」を「正味売却価額」または「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」がのれんの帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は各のれんの事業・サービス等の将来の営業収益予測です。

これらの見積りにおいて用いた仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌連結会計年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準等」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(表示方法の変更に關する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました流動資産の「未収還付法人税等」(当連結会計年度は、20百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

また前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました流動負債の「未払消費税等」(当連結会計年度は、504百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「解体撤去費用」(当連結会計年度は、13百万円)、「控除対象外消費税等」(当連結会計年度は、15百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。

また、「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は営業外費用の総額100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社および子会社の従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランを導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資とした信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託が今後交付を見込まれる相当数の当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の一括取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する従業員向けインセンティブ・プランであります。当該ポイントは、当社および子会社の取締役会が定める株式交付規程に従って、その職位等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されたポイント数によって定まります。なお、本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度においては、144百万円、262千株であり、当連結会計年度においては、142百万円、259千株であります。

(連結貸借対照表に關する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,193百万円

(2) 担保に供している資産

建物	200百万円
土地	153百万円
計	353百万円

(3) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	55百万円
長期借入金	396百万円
計	451百万円

(4) 財務制限条項

当社グループの長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)のうち、2,438百万円については以下の財務制限条項が付されております。

① ㈱きずなホールディングスを親会社とする連結貸借対照表の純資産の部の合計額が直前の決算期の純資産の合計額の75%以上に維持すること。

② ㈱きずなホールディングス単体の貸借対照表の純資産の部の合計額が直前の決算期の純資産の合計額の75%以上に維持すること。

- ③(株)きずなホールディングスを親会社とする連結損益計算書に示される経常損益及び税引前当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社グループの長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)のうち、10,000百万円については以下の財務制限条項が付されております。

- ①2025年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2024年3月期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%の金額未満としないこと
- ②2025年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失しないこと

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産売却益

土地、建物の信託受益権の譲渡による売却益3,403百万円を含めた売却益であります。

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	会社名	場 所	種 類	減 損 損 失 (百万円)
葬 儀 会 館	燦ホールディングス(株) (株)公益社	東 京 都 葛 飾 区	建物及び工具器具 備品	44
	(株)家族葬のファミリー	北 海 道 札 幌 市	建物及び構築物、 有形リース資産	121
		千 葉 県 柏 市	建物及び構築物	55
		熊 本 県 熊 本 市	建物及び構築物	56
		宮 崎 県 宮 崎 市	土地、建物及び構 築物	11
	(株)花駒	京 都 府 京 都 市	建物及び構築物、 工具器具備品	29

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

東京都葛飾区の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスであるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループについては回収可能性が低いと判断し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

北海道札幌市・千葉県柏市・熊本県熊本市・京都府京都市の資産グループについては回収可能性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを6%で割引いて算定しております。

宮崎県宮崎市の資産グループについては、会館の建物・土地を2025年2月に売却の意思決定をしたことにより、回収可能性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

内訳は、東京都葛飾区は建物43百万円・工具器具備品1百万円、北海道札幌市は建物及び構築物99百万円・有形リース資産22百万円、千葉県柏市は建物及び構築物55百万円、熊本県熊本市は建物及び構築物56百万円、宮崎県宮崎市は土地3百万円・建物及び構築物7百万円、京都府京都市は建物及び構築物28百万円・工具器具備品0百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位:株)

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	23,000,000
合 計	23,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	248	12	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	248	12	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月25日 定時株主総会	普通 株式	518	利益剰余金	25	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行を行います。また、資金の効率的運用を図るため、短期的な運転資金はグループ金融制度を運用しております。さらに、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
短期貸付金及び長期貸付金	245	236	△8
長期借入金	16,119	15,796	△322

「現金及び預金」「営業未収入金及び契約資産」「営業未払金」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等についても記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	162

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期貸付金及び長期貸付金	27	104	57	55

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,531	2,450	2,248	2,028	1,463	5,397

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
短期貸付金及び長期貸付金	—	236	—	236
長期借入金	—	15,796	—	15,796

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

短期貸付金及び長期貸付金

短期貸付金及び長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来キャッシュ・フローと新規借入を行った場合に想定される利率等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、1 年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,019	△447	2,572	4,489

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は不動産信託受益権の売却に伴う減少（455百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					計
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タライ グループ	きずな グループ	持株会社 グループ	
売上高						
葬儀施行収入	16,317	1,441	1,952	7,190	—	26,902
その他	4,056	181	161	268	—	4,667
顧客との契約から 生じる収益	20,374	1,623	2,113	7,458	—	31,569
その他の収益	—	—	—	—	415	415
外部顧客への売上高	20,374	1,623	2,113	7,458	415	31,984

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	1,338	1,672
契約資産	24	36
契約負債	29	30

契約資産は、サービス役務の提供に係る収益について、履行義務に係る進捗度を見積ることにより一定期間にわたり収益を計上しており、未請求のサービス役務の提供に係る収益に関するものであります。サービス役務の提供が完了した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、会員制度による入会金の前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引額

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び将来充足する予想期間別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	17
1年超	13
合計	30

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,816円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 230円96銭 |
- (注) 1. 従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
2. 従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度262千株、当連結会計年度259千株)。

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

当社は、2024年7月12日開催の取締役会において、㈱きずなホールディングスの株式及び新株予約権の全てを取得し、同社を完全子会社とするための取引の一環として、金融商品取引法に基づく公開買付(以下、「本公開買付」といいます。)することを決議いたしました。これにより、本公開買付を2024年7月16日から2024年8月27日まで実施した結果、買付終了日において応募株式の総数が買付予定数の下限以上となり、本公開買付は成立いたしました。

これに伴い、㈱きずなホールディングスが保有する㈱家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋の株式を間接保有することとなり、㈱家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋は連結子会社(孫会社)となっております。

なお、当社は、2024年10月1日に株式売渡請求により議決権比率7.6%を追加取得し、㈱きずなホールディングスを完全子会社としております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ㈱きずなホールディングス

事業の内容 ㈱きずなホールディングスグループ全体の経営戦略に関する立案、推進ならびに管理

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が㈱きずなホールディングスを子会社化することで、①出店地域の補完作用、②家族葬等の小規模葬儀の成長、③管理コスト削減、④エンバッキングサービスの共用による収益機会の確保といった様々なシナジー効果を実現させることを目的としております。

(3) 企業結合日

2024年9月2日(みなし取得日2024年8月31日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年9月1日から2025年2月28日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	14,664百万円
取得原価		14,664

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 192百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

11,425百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

16年間の定額法により償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,260百万円
固定資産	10,636百万円
資産合計	12,896百万円
流動負債	3,039百万円
固定負債	6,389百万円
負債合計	9,429百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
商標権	863百万円	16年

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,568	5,488	16	225	230	208	8,433	16,318
当期変動額								
剰余金の配当								△496
当期純利益								4,535
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式処分差益			29					
自己株式の消却			△46					△251
当期変動額合計	－	－	△16	－	－	－	－	3,787
当期末残高	2,568	5,488	－	225	230	208	8,433	20,105

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△2,226	31,262	31,262
当期変動額			
剰余金の配当		△496	△496
当期純利益		4,535	4,535
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	40	40	40
自己株式処分差益		29	29
自己株式の消却	297	－	－
当期変動額合計	338	4,109	4,109
当期末残高	△1,888	35,371	35,371

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
り下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額
法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等
償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 18～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 7～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日
が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る
方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸
倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能
見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を
計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上して
おります。

(4) 従業員株式給付引当金

従業員への当社株式の給付に備えて、当事業年度に負担すべき給付見込額
を計上しております。

4. 土地信託の会計処理の方法

信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理
し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。

5. 収益および費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

① 不動産賃貸

契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。

② 経営指導・事務等受託

経営指導・事務等受託については、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

③ 子会社配当金

配当金の効力発生日に収益を認識しております。

6. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

（会計方針の変更に関する注記）

会計方針の変更に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(会計方針の変更に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

（表示方法の変更に関する注記）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「未払配当金除斥益」（当事業年度1百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。また、営業外費用の「解体撤去費用」（当事業年度は、12百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。

「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は営業外費用の総額100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(資産グループに係る資産の減損)

(1) 固定資産の減損の認識の要否

① 計算書類に計上した金額

有形固定資産	21,863百万円
無形固定資産(関係会社株式を除く)	597百万円
減損損失	38百万円

② 見積内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業を営むために会館や店舗などの資産を保有しております。

当社は、管理会計上の区分を基準にグルーピングしており、各会館等の営業損益が継続してマイナス、あるいは継続してマイナスとなる見込みの場合、各会館等固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは各会館等の閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各会館等の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該会館等固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」または「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、主要な資産の残存経済的使用年数を見積期間として見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は各会館等の将来の営業収益予測（主に葬儀施行単価および葬儀施行件数）です。

これらの見積りにおいて用いた仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌事業年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 計算書類に計上した金額

関係会社株式	17,891百万円
--------	-----------

② 見積内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式のうち、㈱きずなホールディングスは市場価格のない株式であり、帳簿価額には取得した時点に見込んだ超過収益力が反映されております。関係会社株式は取得原価を持って計上しており、市場価格のない株式等について実質価額が著しく低下した場合には回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。回復可能性が十分な証拠により裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎としており、その主要な仮定については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）(2)のれんの評価」に記載した内容と同一であります。

これらの見積りにおいて用いた仮定に大幅な乖離が見込まれる事象が生じた場合は、翌事業年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結計算書類「連結注記表(追加情報)(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,332百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 金銭債権 | 1,186百万円 |
| 金銭債務 | 1,117百万円 |
| 3. 財務制限条項 | |

当社の長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)のうち、10,000百万円については以下の財務制限条項が付されております。

- ①2025年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2024年3月期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%の金額未満としないこと
- ②2025年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失しないこと

(損益計算書に関する注記)

固定資産売却益

土地、建物の信託受益権の譲渡による売却益3,403百万円を含めた売却益であります。

関係会社との取引高

- | | |
|------------|----------|
| 営業収益 | 6,368百万円 |
| 営業費用 | 17百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 16百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	2,535,420
合 計	2,535,420

(注)期末自己株式数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式259,200株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式	311百万円
減損損失	280百万円
資産除去債務	184百万円
貸倒引当金	139百万円
減価償却超過額	67百万円
未払事業税等	56百万円
株式報酬費用	45百万円
賞与引当金	16百万円
未払金	8百万円
未払費用	3百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	1,131百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△619百万円
評価性引当額小計	△619百万円
繰延税金資産合計	512百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	△112百万円
固定資産圧縮積立金	△94百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△211百万円
繰延税金資産（負債）の純額	300百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、会館用建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱公益社	所有 直接 100%	土地・建物の賃貸 役員の兼任 経営指導・事務管理 等の受託 グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用	賃貸料の受取 (注) 1 経営指導料・ 事務受託料等 の受取 (注) 2 資金の借入 (注) 3	2,739 660 470 (注) 4	— — 短期借入金	— — 350
子会社	㈱タライ	所有 直接 100%	グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	750 (注) 4	短期借入金	750
子会社	エクセル・ サポート・ サービス㈱	所有 直接 100%	グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3 貸倒引当金繰 入	566 (注) 4 26	長期貸付金 貸倒引当金	600 442
子会社	ライフ フォワード ㈱	所有 直接 100%	グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用 役員の兼任	貸倒引当金戻 入益	51	—	—
孫会社	㈱家族葬の ファミーユ	所有 直接 0%	グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	6 (注) 4	長期貸付金	500

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 土地・建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、1年ごとに交渉のうえ、賃貸料金額を決定しております。
2. 経営指導料・事務受託料等については、役員兼務および事務受託業務等の内容に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 資金の借入および貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限は原則3ヶ月後としております。ただし、期間中であっても、双方協議のうえ、追加の借入、若しくは返済、または貸付を行えることとしております。なお、担保は提供しておりません。
4. 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(収益認識に関する注記)

顧客から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,728円43銭
2. 1株当たり当期純利益 221円89銭
- (注) 1. 従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
2. 従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前事業年度262千株、当事業年度259千株)。

(企業結合等に関する注記)

企業結合等に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【燦ホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 剰余金の配当

燦ホールディングスは、2025 年 6 月 25 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 6 月 26 日を効力発生日として、燦ホールディングス株式 1 株につき 25 円、配当総額 518,094,500 円の剰余金の配当を行いました。

2. 自己株式の処分

燦ホールディングスは、2025 年 7 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、2025 年 7 月 17 日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025 年 8 月 8 日
(2) 処分する株式の種類及び数	燦ホールディングス株式 137,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,576 円
(4) 処分価額の総額	216,227,200 円
(5) 処分先	燦ホールディングスの取締役（※1） 4 名 93,700 株 燦ホールディングスの執行役員 6 名 17,300 株 燦ホールディングス子会社の取締役（※2） 5 名 14,000 株 燦ホールディングス子会社の執行役員（※3） 7 名 12,200 株 （※1）社外取締役を除きます。 （※2）燦ホールディングスの取締役又は執行役員として金銭報酬債権の支給を受ける者を除きます。 （※3）燦ホールディングスの取締役、執行役員又は燦ホールディングス子会社の取締役として金銭報酬債権の支給を受ける者を除きます。

3. 自己株式の処分

燦ホールディングスは、2025 年 9 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、2025 年 10 月 10 日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025 年 10 月 10 日
(2) 処分する株式の種類及び数	燦ホールディングス株式 7,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,517 円
(4) 処分価額の総額	10,922,400 円
(5) 処分先	燦ホールディングス子会社の取締役 3 名 7,200 株

4. 本株式交換契約の締結

燦ホールディングスは、2025 年 10 月 23 日開催の取締役会において、燦ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

【当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 剰余金の配当

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 6 月 26 日を効力発生日として、当社株式 1 株につき 15 円、配当総額 52,277,325 円の剰余金の配当を行いました。

2. 取締役及び当社の子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025 年 7 月 10 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、2025 年 7 月 31 日に払込手続きが完了いたしました。当該処分の概要は以下のとおりです。

(1) 払込期日	2025 年 7 月 31 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社株式 14,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,032 円
(4) 処分価額の総額	15,273,600 円
(5) 割当予定先	当社の従業員 4 名 7,900 株 当社の子会社の取締役 7 名 6,900 株

3. 本株式交換契約の締結

当社は、2025 年 10 月 23 日開催の取締役会において、燦ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

4. 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される当社の取締役会決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。